

令和6年第 4回  
総会  
4月

## 白井市農業委員会会議録

令和6年4月9日 開会

令和6年4月9日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年4月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者      なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和6年度第1次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

5月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 4月23日火曜日
- ・事前審査会(案) 4月30日火曜日  
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 5月7日火曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんばんは。

いよいよ春になって、これから田植えおよび梨の交配、摘果作業が始まります。野菜に関しても、いろいろな作物の作付けが始まると思いますが、皆さん、体のほうを十分留意していただきまして、作業に当たっていただきたいと思います。

また、今日、災害級の雨が降るというふうに一時期言われたのですが、白井に関しては、それほどではなかったもので、それは安心しております。それだけです。

以上です。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和6年4月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、7番、岩井聡明委員、1番、海老原菊夫委員を指名します。

説明および記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。  
それでは、1ページを御覧ください。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので  
提出いたします。  
令和6年4月9日提出。  
白井市農業委員会会長、中村教雄。  
1番、木字屋敷下字向字野口下の3筆です。  
地目は畑。  
地積は合計で2,711平方メートル。  
権利者は記載のとおり。  
義務者も記載のとおりです。  
申請事由は売買による所有権移転で、持分を全部移転するものです。  
2番、富士字東の2筆です。  
地目は畑。  
地積は合計で521平方メートル。  
権利者は記載のとおり。  
義務者も記載のとおりです。  
申請事由は贈与による所有権を移転するものでございます。  
以上です。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

中嶋健次委員。

中嶋健次委員 1について、調査報告を申し上げます。  
審査資料、1番を御覧ください。  
当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。  
申請地は市役所から北西へ約0.5キロメートルに位置しております。  
申請地の現状についてですが、管理されており、進入路については、市道により確保されております。  
次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告します。  
権利者の所有している主な農機具は、トラクター3台、耕運機1台、軽トラ2台等、農機具はそろっております。  
労働力は、世帯員が2人で、2人とも農業に従事しています。  
年間従事日数ですけれども、60日、技術力もあります。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考え許可相当と判断いたします。

以上です。

つづいて、2について、調査報告を申し上げます。

審査資料、2番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は市役所から南西へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、よく管理されています。進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラ2台等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が7人で、うち4人が農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、180日、技術力もあります。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考え許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長　ただ今、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員　推進委員の押田です。

譲渡し人は、譲受人の方に電話でしたけれども、話を聞きました。申請土地は、親の兄妹の共有名義に全部なっていて、前回もほかの人の共有者の申請がありましたけれども、今回も、その一人、残っていましたので、それを結局、ここは共有名義人の実家に当たりますので、実家に全部返した。名義を実家の名義にするということで、共有名義人は全員協力して、終わったような状態です。

以上です。

中 村 会 長 2 番について、最適化推進委員の伊藤 治委員、お願いいたします。  
伊藤 治委員 富士地区担当推進委員の伊藤です。

義務者の方に電話でお伺いしました。義務者の方は埼玉で農業を営んでおりますが、高齢になり、白井まで通うのは困難になりました。そのため、船橋で造園業を営んでおります、おいである権利者に譲りたいと考えて本申請に至ったようです。  
以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告および地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを採決を行います。

1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を許可することに可決いたします。

2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第 2 号 令和 6 年度第 1 次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

2 ページを御覧ください。

議案第 2 号 令和 6 年度第 1 次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和 4 年法律第 56 号、附則第 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 6 年度第 1 次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和 6 年 4 月 9 日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、3 ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和6年度第1次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、折立字東の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は1,505平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は251アール。

新規になります。

2番、木字野口下の1筆です。

地目は田。

利用権設定面積は1,065平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は197アール。

更新になります。

以上でございます。

中村会長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番については新規ですので、地区担当委員の説明がございます。

1番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

貸す人と借りる人、両方会って、話を聞いてきました。

この土地は、以前より借りて耕作してきたらしいのですけれども、6年ぐらい前まではちゃんとやっていたのですけれども、忘れて、更新の書類を出していなかったということで。前から米を作っていました、現地も確認しましたら、きれいに耕作して作っていました。ここへきて新たに申請し直しといいますか、書類を出したということです。

以上です。

中 村 会 長 続いて質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号  
令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。  
承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 全員です。  
議案第2号 令和6年度第1次農用地利用集積計画の決定について、承認すること  
に可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

5ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専  
決処分したので、これを報告いたします。

令和6年4月9日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

6ページを御覧ください。

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

7ページをご覧ください。

②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。

8ページをご覧ください。

③軽微な農地改良の届出でございます。

9ページをご覧ください。

④農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

次に、10ページを御覧ください。

11ページにかけまして報告第2号 荒廃農地の非農地化について。

下記のとおり、農地法第2条第1項の規定する農地に該当しない旨の通知をいたしま  
したので報告いたします。

令和6年4月9日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

専決処分につきましては以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきます。次第の表紙になります。

4 報告協議事項の(2) その他になります。

5月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りが4月23日火曜日、事前審査会が4月30日火曜日。

担当につきましては、第1班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会につきましては、令和6年5月7日火曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人